

児童手当

家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに児童を養育している父母等に支給するものです。

対象となる児童

0歳から満15歳以後の最初の3月31日までの間(中学校修了前まで)の児童

受給者

1. 児童を養育する父母のうち生計を維持する程度の高い方
2. 児童の父母が国外に居住している場合に、国内で児童を養育しているかたで、父母が指定した方(父母指定者)
3. 児童が入所している児童福祉施設の設置者(ただし、2か月以内の短期入所等は除く。)や里親
4. 父母、未成年後見人、父母指定者のいずれにも養育されない児童の生計を維持する方
5. 父母が離婚協議を理由として別居となった場合、児童と同居している父または母

手当の月額

区 分		児童手当	
		平成24年6月以降	
所得制限		あり	
支給 月 額	0～3歳未満	15,000円	
	3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
	中学生	10,000円	
所得制限限度額を超えた世帯の児童		5,000円	
支 給 月		10月、2月、6月に 前4ヵ月分を支給	

※第1～3子とは … 生計を同じくする18歳(高校生)までの児童を数えます。

所得制限限度額

下記の限度額以上の所得がある場合には、児童1人につき5,000円の支給となります。

扶養親族の数	所得額	給与収入額
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

※所得には一定の控除があります。

申請手続き

新たに児童が生まれた方と他市町村から転入した方については、誕生日・転入日の翌日から数えて15日以内に必ず申請してください。手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

<申請に必要なもの>

- 印鑑
- 請求者の健康保険証
- 請求者名義の預金通帳等
- 個人番号が分かるもの
- この他、必要に応じて提出する書類があります。